

令和7年度第9回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年12月10日(水)

招集場所 米子市役所本庁舎4階401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員
17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 13番 竹中誠一委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大縄敬次委員 福長正樹委員 高尾和広委員
中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 藤原主任 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程

1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進
計画に係る意見照会に対する回答について

エ 第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第9回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席10番の関本農業委員と14番の田子農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、竹中農業委員です。

それでは、審議に入ります。3ページの議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページの番号23の陰田町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。番号23の陰田町の議案について説明いたします。陰田町の申請地はJR山陰本線の近くにある田1筆1,420平方メートルの農地を売買されるものです。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号23の陰田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

佐々木推進委員

現地確認は11月26日に小西農業委員と2人で行いました。譲渡人は後継者がおらず、譲受人を探していました。この度、隣接耕作者と話がまとまり、売買することになりました。許可について問題ないと考えますので、ご審議お願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、4ページ、番号23の陰田町について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページから9ページ、番号52の河崎について審議いたします。本件については、11月総会で事務局から事前報告があ

りましたが、申請者より、11月17日付けで宅地造成の転用申請が提出されており、米子市に地区計画申請が出されているものです。本来、農地法では、宅地造成のみの転用は認められないものですが、例外的に、地区計画が定められている区域内においては、宅地造成による転用が認められます。

今回の河崎の案件は、まだ、米子市の都市計画審議会が地区計画決定がなされていない中で、申請者から転用申請があったもので、申請の時点で、前提となる都市計画決定がなされていない現段階での申請は、不許可になる可能性が高い旨の説明を、事務局より申請者に対して再三行ってきましたが、それでも申請を強く希望され、県とも協議の結果、行政手続法上、申請を拒否することが違法になることから、受理することとなりました。

事前に県農業会議に審議の取り扱いについて確認したところ、地区計画は開発許可と同様に同時並行で協議すべきもので、地区計画が未決定であることで、その他の内容を審議せずに許可・不許可相当の意見を進達するのではなく、農地法の視点での審議をして、県に進達し、その意見を基に、許可権者である県が総合的に審査し、許可・不許可の判断を行うとのことでした。

そのため、米子市農業委員会としての責務を果たすために、審議して県に進達することといたしたいと思います。

まず、地区計画に係る宅地造成の転用許可について事務局から説明をお願いします。

事務局（妹尾係長）

まず、52番の地区計画の説明をいたします。地区計画とは、都市計画法に従いそれぞれの地区の特性に応じて市が定める地区独自の町作りのルールのことです。その地区にあった建築物の用途や形態色彩、道路や公園の配置など住民のみなさんの意見を踏まえて細かく定め、住みよい住環境の創造や町並みの形成など地区単位の総合的な町づくりを誘導するものとなっています。隣接の河崎における地区計画は、令和4年4月に河崎中央地区地区計画の都市決定がなされ、同年の5月に審議された場所になります。申請に係る事業が工場、住宅、その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用は原則認められておりませんが、農地法施行規則第57条第1項第5号において、地区計画が定められている区域内においては、例外的に、土地の造成のみの転用が認められております。説明は以上です。

議長（角会長）

審議を行いたいと思います。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

52番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、地区計画に係る宅地造成を計画したものです。12月1日に大縄推進委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高140センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはL型擁壁を設置いたします。雨水の排水について、溜桝後新設道路側溝から農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽後新設道路側溝から農業用水路へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、300メートル、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で河崎口駅から300メートル以内が第3種農地、500メートル以内が第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

能登路農業委員

さきほど事務局からも説明がありましたが、この地区は令和4年4月に河崎地区の地区計画に基づいて設定された隣を今回申請されました。ただ地区計画自体が完全に認可も整備もされていないのに、この問題について転用を審議するのはいかななものかと思います。以前も、申請地について農振農用地からの除外がまだ決まっていなかったため審議が途中で取りやめになったり、また淀江の土地改良区の意見書が出ていなくて保留になったりした例もあります。今回も、地区計画が整備されていないのにこれについて農業委員会で審議するというのは

いかがなものでしょうか。地区計画が精査されてから審議をされたらいいのではないかと思います。

議長（角会長）

事務局は県西部農林局や県農業会議と事前に相談をしていましたが、申請を却下するのも法律違反になるということで一応受けたとのこと。農業委員会としては、農地法の審議をしたいと思います。県西部農林局や県農業会議の方針としては、農地法上の審査をして結論を出して欲しいということだったので、今回提案しました。

能登路農業委員

農地法上は問題ないが、地区計画がきちんと整備されてから申請をしたらいいと思います。農地区分についても問題はないし、土地改良区や意見書の書類は付いているし隣接農地はないということですが、地区計画が精査されてからでなければ、農業委員会として、いいという判断はできないのではないかと思います。

関本農業委員

地域計画はいつ決まるのでしょうか。まず、地域計画がどのような状態なのか説明して欲しいです。

事務局（古橋局長）

地区計画は、地域計画とは全く別のものになります。地区計画は、団地、住宅地化を進めていくという計画で、地域計画は逆に農地は農地として10年後を見据えて保護していこうという計画で全く別のものになりますので、そこは混同なさないでください。

議長（角会長）

農業委員会としては、農地法の観点から、許可申請が適当であるかどうか採決したいと思います。他にご意見、ご質問等がございませんか。

木下農業委員

農地法上問題なかったら、いいと思います。

議長（角会長）

農業委員会としては、農地法上の結論をもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

関本農業委員

私は農地法上だけ審議したらいいのではないかと思います。

議長（角会長）

農地法上は問題ないと採決されれば、農地法上は農業委員会としては了解したという意見を付けて県に進達したいと思っております。意見がありましたら、お願いします。

ないようですので、そうしますと、農地法上は問題がないという方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ということで、農地法の観点からは、許可申請が適当である旨の意見を付して県に進達することといたしたいと思っておりますがい

かがでしょうか。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

それではそのように意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、番号53は取下げとなりましたので、番号54の吉岡について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

能登路農業委員

54番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅の駐車場を計画したものです。12月2日に福田推進委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高45センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置については、土羽打ちをいたします。雨水の排水について、自然流下後農業排水路及び新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページから11ページ、番号55の淀江町小波について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

55番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、水路拡幅工事に伴う一時転用で、工事用道路、資材置場を計画したものです。一時転用期間は許可日から令和9年10月31日までを計画したものです。12月2日に木下農業農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。造成計画については最高70センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置については、土羽打ちをいたします。雨水の排水について、地下浸透及び自然流下後農業排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。自治会同意、実行組合の同意、土地改良区の同意、佐陀川右岸土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、農用地区域内農地に該当します。農用地区域内農地は転用は原則不許可ですが、今回の案件については一時転用が許可根拠に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページ、議案第3号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、13ページの番号12-1から、20ページの番号12-46までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案12ページの農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。14ページの番号12-12、15ページの番号12-14、17ページの番号12-29は、新規の方です。17ページの12-31と12-35、18ページの12-37、19ページの1

2-39は、ほ場整備のみの方です。それ以外の13ページの番号12-1から20ページの番号12-46は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、13ページ、番号12-1から、20ページ、番号12-43までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号12-44について採決したいと思います。これについては、関係者の泉農業委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号12-45について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路農業委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号12-46について採決したいと思います。これについては、関係者の安井農業委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、23ページ、議案第4号をお願いします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局（藤原主任）

申請者は彦名町在住の方で、農地計10筆7,365平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を受けたい旨の申し出がありました。彦名地区の公本農業委員、高尾推進委員に立ち会っていただき、現地確認をいたしましたところ、適正に耕作、管理されておられました。ご審議よろしくお願いたします。

議長（角会長）

ただいま事務局より説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。
無いようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

25ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、26ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、27ページから31ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、4件を受理しています。

次に、28ページから31ページの非農地現況証明について、2件を証明しています。

次に、32ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、33ページの農地転用現況確認書の交付について3件を交付しています。

次に、34ページから35ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、2件を回答しています。

最後に、36ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件を受付けています。

事務局からの報告については以上です。

議長（角会長）

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。
ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（事務連絡）

議長（角会長）

これを持ちまして、第9回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時30分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（角会長）

議事録署名委員

議事録署名委員